

# 滋賀県職員薬剤師の業務



滋賀県イメージキャラクター  
「キャツフィー」

滋賀県健康医療福祉部薬務課

令和5年4月

# あなたの最近の行動を思い出してみてください

- 歯磨きを使った
- 水道水を使った
- 化粧品を使った
- コンビニに行った
- 飲食店に行った
- 映画館に行った
- 温泉旅館に行った



- 銭湯に行った
- プールに行った
- クリーニングを出した
- 理・美容所に行った
- 薬局・ドラッグストアに行った
- インフルエンザにかかった



等

滋賀県職員薬剤師は、  
これらに関連する業務に携わっています



# 薬剤師に求められてるものは？

- 薬剤師法(薬剤師の任務)

第1条 薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、**公衆衛生の向上及び増進に寄与し**、もって**国民の健康な生活を確保**するものとする。

## 行政薬剤師が担っている公衆衛生等(例)

旅館業法: 公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする

医薬品医療機器等法: 保健衛生の向上を図ることを目的とする

食品衛生法: 国民の健康の保護を図ることを目的とする

感染症法: 公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする

行政薬剤師は、衣食住に関連して  
国民の健康な生活を守っています

# 仕事に薬剤師免許はいるの？

- 薬事監視員

(医薬品、医療機器等法施行令第68条抜粋)

次の各号のいずれかに該当する者でなければ、薬事監視員となることができない。

1 薬剤師、医師、歯科医師、獣医師

- 食品衛生監視員

(食品衛生法施行令第9条抜粋)

食品衛生監視員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

2 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師

- 環境衛生監視員

(「環境衛生監視員の任命について」昭和42年厚生省環境衛生局長通知)

医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師



# 本庁と地方機関の役割

## ○本庁

- 施策の企画立案
- 予算確保
- 議会对応
- 報道対応
- 国、他自治体等との連絡調整
- 許認可と監視指導  
(地方機関に委任していない事務)
- その他

## ○地方機関

- 施策の実行
- 許認可と監視指導
- 管内関係機関との連携
- 許認可と監視指導  
(地方機関に委任された事務)
- その他

# 関連部署所在地



# 薬務課

### ● 薬事指導係

- ・医薬品医療機器等法の施行に関すること(製造に係るものを除く)
- ・薬事、毒物劇物の許可、登録、監視指導、試験等に関すること
- ・医薬品の適正使用推進に関すること
- ・麻薬等の監視指導、免許等に関すること
- ・滋賀県薬物の濫用の防止に関すること 等

### ● 薬業振興係

- ・医薬品医療機器等法の施行に関すること(製造に係るもの)
- ・医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品の製造販売承認・許可・調査等に関すること
- ・配置販売業の許可、届出に関すること
- ・製薬技術向上支援事業に関すること 等



# 滋賀県ならではの仕事

## 薬務課 薬業振興係(薬業技術振興センター)

- (医薬品製造工場の品質監視業務と薬業の振興)  
滋賀県は地場産業として医薬品製造工場が多く、外資の誘致企業も多くなってきました。  
GMP立入調査(査察)および技術者の指導・支援を行うことによって、高品質の医薬品が市場に供給され、医薬品業界がさらに発展・振興されるよう取り組んでいます。  
製造現場における厳格な品質管理が法令等に適合しているかを審査して承認・許可を発行する使命感と行政力をスキルアップすることによって行政薬剤師ならではの成長も大いに期待できます。
- ・法令に基づく医薬品の承認、製造業許可
- ・医薬品等の試験検査
- ・製薬技術に関する教育訓練(セミナーの開催)
- ・薬事関係団体の指導育成

# 滋賀県の薬業(令和3年)

## 医薬品等の生産金額

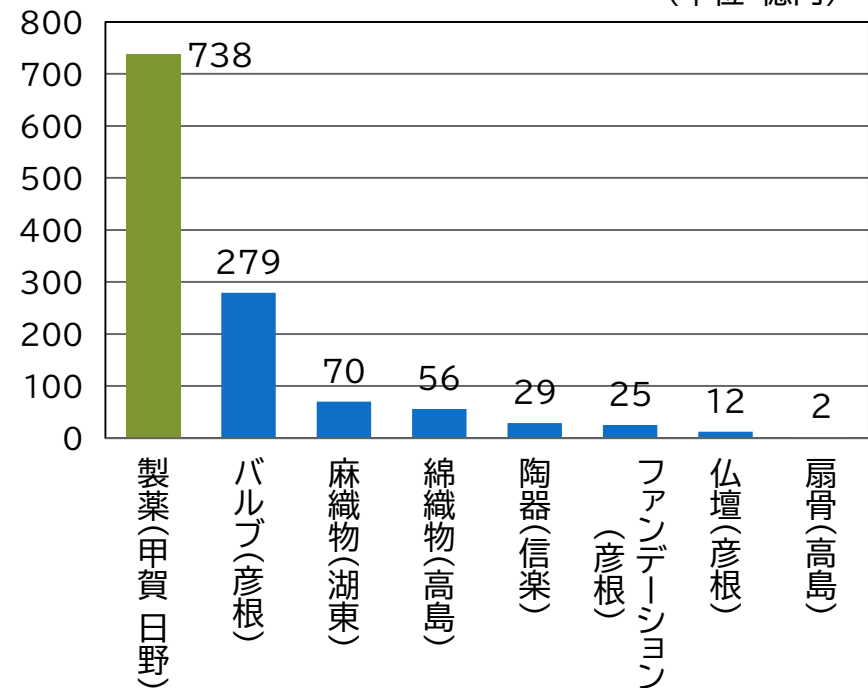
(単位:億円)

令和3年	全国	滋賀県		
		生産金額	シェア (%)	順位
医薬品	91,802	5,107	5.6	6
医薬部外品	13,999	289	2.1	-
化粧品	12,989	1,958	-	(1)
医療機器	26,019	397	1.5	18

厚生労働省「令和3年 薬事工業生産動態統計年報」  
 経済産業省「2021年 化学工業統計年報」  
 「令和3年 滋賀県薬事工業生産動態統計年報」

## 地場産業の生産金額(令和3年)

(単位:億円)



注:長浜ちりめんは、データなし

「令和3年版滋賀県の商工業」

# 滋賀県ならではの仕事

## 食の安全推進室 監視指導係

- 約300の広域流通食品製造施設に対して、**HACCP(ハサップ:安全な食品を造るための高度な衛生管理の手法のこと)**の考え方を取り入れた**専門的な監視指導**を行っています。
- 大量弁当給食調製施設に対して、大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食第85号)に基づく監視指導を行っています。
- ホームページやメール配信(愛称:ぷちリス)による食品安全情報の提供、事業者からの相談対応を行っています。
- **食中毒等健康危害発生時の、各保健所と連携した初動時**における緊急的な支援を行っています。

# 生活衛生課

- 管理・営業係

- ・衛生営業六法(理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、興行場法、公衆浴場法)に関すること 等

- 水道係

- ・水道施設の維持管理指導、水道水健康危機管理に関すること 等

# 食の安全推進室

- 企画係

- ・食品衛生法、滋賀県食の安全・安心推進条例、監視指導計画、食中毒、不良食品に関すること 等

- 監視指導係

- ・大規模食品製造所の専門監視、HACCPに関すること 等

# 医療政策課

- 医療整備係

- ・救急医療体制、災害医療体制の整備等に関すること
- ・医療機関・衛生検査所の指導等に関すること 等

# 医療福祉推進課

- 在宅医療福祉・認知症施策推進係

- ・滋賀県在宅医療等推進協議会に関すること
- ・「滋賀県における在宅医療推進のための基本方針」に関すること
- ・在宅医療セミナーおよび在宅医療体験事業に関すること 等

# 健康危機管理課

## ● 企画係

- ・感染症予防計画の改定に関すること
- ・感染症に基づく人材確保に係る医療機関との医療措置協定締結に関すること
- ・医療法における災害・感染症医療確保事業の仕組みの構築に関すること 等

## ● 調査・検査係

- ・外来対応医療機関の整備に関すること
- ・検査に係る民間検査機関との協定締結の総括に関すること
- ・ゲノムサーベイランス全般に関すること 等

## ● 感染症係

- ・肝炎治療特別促進事業に関すること
- ・ウイルス性肝炎対策に関すること
- ・肝がん治療研究事業に関すること

# 健康福祉事務所(保健所)

- 生活衛生係

- ・薬事(薬局、医薬品販売業等)、毒物劇物、麻薬および向精神薬の許認可、監視指導に関すること
- ・食品(飲食店、食品製造所等)の許認可、監視指導に関すること
- ・理容・美容・クリーニング業・旅館・興行場・公衆浴場・の許認可指導に関すること
- ・水道、温泉、遊泳用プール等の許認可、監視指導に関すること 等

- 生活衛生係以外の係

健康危機管理係、医療福祉連携係に薬剤師がいる保健所もあります

# 保健所生活衛生係の仕事の具体例

## (例1)薬局の開設許可の仕事

- ① 薬局開設許可申請書の受付
- ② 書類審査
- ③ 現地確認
- ④ 調査結果の作成・起案
- ⑤ 許可証の交付

## (例2)飲食店等の監視指導

監視指導計画に基づき、または、苦情や通報により監視指導を行う。  
立入検査→指導→改善状況確認

## (例3)啓発の仕事

お薬手帳の普及、かかりつけ薬局の推進、薬物乱用防止講習会  
食中毒予防講習会、リスコミ 等



# 衛生科学センター

- 健康科学情報係

- ・健康危機管理情報センター業務に関すること
- ・感染症情報センターに関すること
- ・健康寿命延伸のためのデータ活用に関すること 等

- 微生物係

- ・感染症に係るウイルス検査および細菌検査に関すること
- ・食品に係る微生物検査に関すること
- ・環境衛生、水道の検査に関すること 等

- 理化学係

- ・危険ドラッグの検査に関すること
- ・農産物の残留農薬、遺伝子組み換え食品、食品添加物、水道の検査に関すること 等

# 県立病院

- 総合病院

- ・生活習慣病をはじめ、多様な疾病に対する高度な医療を提供
- ・都道府県がん診療連携拠点病院

- 小児保健医療センター

- ・小児を対象とした地域保健、総合的医療、難治疾患に対する高度医療を提供

- 精神医療センター

- ・精神障害の発生予防や治療および社会復帰援助を総合的・専門的に行う

※勤務場所が原則病院となる滋賀県病院事業庁採用は別にあります

# 滋賀県職員の薬剤師が歩む道は様々 Aさんの場合

- 職場別

県庁:13年 保健所:14年 病院:4年  
検査:2年

- 主な担当別

食品衛生:7年 薬事:5年 GMP:4年  
環境衛生:2年 調剤:4年  
介護保険:3年 災害医療:2年  
感染症対策:4年 検査:2年

スペシャリストか？  
ジェネラリストか？



# 滋賀県職員の薬剤師が歩む道は様々 Bさんの場合

- 職場別

県庁:5年 保健所:7年 病院:8年

- 主な担当別

薬事:6年 食品衛生・環境衛生:3年

調剤:8年(うち育児休業3年)

スペシャリストか？  
ジェネラリストか？



# 滋賀県職員の薬剤師が歩む道は様々 Cさんの場合

- 職場別

県庁:10年 保健所:3年 厚生労働省:2年

- 主な担当別

薬事:6年 GMP: 2年

食品衛生:7年

スペシャリストか？  
ジェネラリストか？



# 滋賀県職員薬剤師

- 滋賀県職員の薬剤師は、薬事衛生、食品衛生、環境衛生などを通して**国民の健康を守っています。**
- 決まったキャリアパスはないけれど、**公衆衛生全般のスペシャリスト**として活躍しています。

